

サーラカードの年会費は、会員特約第6条をご確認ください。

2025年12月9日改定

サーラカード会員特約(サーラグループ社員用)

第1条(本特約)

1. 本特約は、第2条第1項に定めるクレジットカード(以下「本カード」といいます。)の会員に対し、「サーラクラブメンバー規約」(以下「メンバー規約」といいます。)、「サーラカードポイント規約」(以下「ポイント規約」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とメンバー規約、ポイント規約または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、メンバー規約、ポイント規約または会員規約の定義によるものとします。

第2条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)と株式会社サーラコーポレーション(以下「サーラコーポレーション」といいます。)との提携にもとづき、三菱UFJニコスが発行する次のクレジットカードをいいます。
●サーラカード
2. 入会申込者は、本特約、メンバー規約、ポイント規約および会員規約(以下これらを総称し「本規約等」といいます。)を承認のうえ、三菱UFJニコスおよびサーラコーポレーション(以下「両者」といいます。)に入会を申込むものとします。
3. 両者が本カードの本人会員または家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、三菱UFJニコスの会員資格(以下「三菱UFJニコス会員資格」といいます。)とメンバー規約に定めるメンバー資格(以下「メンバー資格」といいます。)とを有するものとします。

第3条(会員資格取消等)

1. 会員にサーラコーポレーションおよびメンバー規約に定める加盟店およびサーラクラブの協力店(以下「加盟店等」といいます。)の提供する特典・サービスを受けるにあたり不正な行為があった等メンバー資格を有するに不適当であると認められた場合、サーラコーポレーションは、何らの通知、催告を要しないで当該会員のメンバー資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員がメンバー資格を喪失した場合、その家族会員も当然にメンバー資格を喪失するものとします。
2. 一般カードおよびプレミオの本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の17ヵ月前から1ヵ月前までの期間に、三菱UFJニコスより一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、三菱U

FJニコスは、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。これにより本人会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に三菱UFJニコス会員資格を喪失するものとします。

3. 会員がメンバー資格を喪失した場合、三菱UFJニコスは、当該会員の三菱UFJニコス会員資格を取消すことができるものとします。
4. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、メンバー資格も当然に喪失するものとします。
5. 会員が三菱UFJニコス会員資格を喪失した場合、サーラコーポレーションまたは三菱UFJニコスの指示に従って、ただちに本カードを三菱UFJニコスに返却し、または本カードに切り込みを入れて破棄するものとします。

第4条(特典およびサービスの利用)

1. 会員は、三菱UFJニコスが提供する特典およびサービスを受ける場合、三菱UFJニコス所定の方法でその提供を受けるものとします。
2. 会員は、サーラコーポレーションおよび加盟店等が提供する特典およびサービスを受ける場合、サーラコーポレーションおよび加盟店等所定の方法でその提供を受けるものとします。

第5条(適用除外)

会員規約中の次の規定は適用されないものとします。

- ・Visa ブランド以外の国際ブランドに関する規定

第6条(年会費)

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

(税込)

	ゴールド会員	プレミオ会員	一般会員
本人会員	11,000円	永年無料	永年無料
家族会員	1名様は無料。 2名様以上の場合、 2人目より1名様につき1,100円*	永年無料	永年無料

*家族会員の年会費は、本人会員の年会費請求月にあわせての請求となります。なお、家族会員の年会費は、家族会員として入会後から本人会員の年会費請求月までの間は生じないものとします。

2025年12月9日改定

サーラカード「個人情報の取扱いに関する特約」

第1条(本特約の適用)

本特約は、個人会員規約上の「個人情報の取扱いに関する同意条項」の特約として定めるものであり、本特約と「個人情報の取扱いに関する同意条項」が抵触する場合は、本特約が優先し、適用されるものとします。なお、本特約で使用する用語の定義は、本特約またはサーラカード会員特約で特に定義する場合を除き「個人情報の取扱いに関する同意条項」上の定義によるものとします。

第2条(個人情報の取得・保有・利用・提供)

1. 本カードの本人会員入会申込者、本人会員、家族会員入会申込者および家族会員(以下「会員等」といいます。)は、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が取得した以下各号の情報(以下「個人情報」といいます。)を保護措置を講じたうえで下記の提携先(以下「提携先」といいます。)に提供し、提携先が下記の目的のために第2項に定めるサーラクラブ加盟企業との間で共同利用することに同意するものとします。なお、本項にもとづく本件個人情報の利用における管理責任者は、株式会社サーラコーポレーションとなります。

①入会申込時や入会後に会員等が所定の申込書等に記載した、または三菱UFJニコスに提出した書面等に記載された、あるいは申告いただいた氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、住居状況等、運転免許証等の記号番号等、本人に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合、変更後の情報を含みます。以下同じ。)。

②入会申込日、契約日、振替口座、利用可能枠、与信判断結果(ただし、与信判断の理由は除きます。)等、本契約の内容に関する情報。

③本契約にもとづく支払開始後の利用残高、利用明細、月々の支払状況、お電話等でのお問合せ等により三菱UFJニコスが知り得た情報。

提携先名称:株式会社サーラコーポレーション サーラクラブ事務局
住所:〒440-8533

愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー

電話番号:0120-013-714

利用目的:①サーラコーポレーションおよびサーラクラブ加盟企業の事業における市場調査、商品開発。

②サーラコーポレーションおよびサーラクラブ加盟企業の事業における宣伝物・印刷物の送付等、営業案内。

2. 共同利用するサーラクラブ加盟企業とは次の各社をいいます。

社名	電話番号
所在地	
サーラエナジー株式会社	0532-51-1212
愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー	
サーラE&L東三河株式会社	0532-32-5511
愛知県豊橋市白河町100番地	
サーラE&L浜松株式会社	053-462-9324
静岡県浜松市東区西塚町200番地	
サーラE&L名古屋株式会社	0566-81-8011
愛知県知立市鳥居1丁目1番地17	
サーラE&L静岡株式会社	054-347-4614
静岡県静岡市清水区鳥坂531番地	
株式会社リビングサーラ	0532-32-1441
愛知県豊橋市白河町100番地	
サーラフィナンシャルサービス株式会社	0532-34-7677
愛知県豊橋市立花町57番地	
サーラ物流株式会社	0533-73-2991
愛知県豊川市宿町野川1番地の27	
サーラ住宅株式会社	0532-32-7272
愛知県豊橋市白河町100番地	
サーラハウスサポート株式会社	0532-38-1521
愛知県豊橋市柱四番町6番地の1	
グッドライフサーラ関東株式会社	045-854-2801

神奈川県横浜市戸塚区小雀町 1959 番地 1

3. 会員等は、サーラコーポレーションが本件個人情報を保護措置を講じたうえで第4項に定める会社に提供し、当該会社が本規約等にもとづく特典・サービスの提供のために利用することに同意するものとします。
4. サーラコーポレーションが本件個人情報を提供するのは、次の会社とします。

社名	電話番号
所在地	
サーラカーズジャパン株式会社	0532-51-1260
愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー	
サーラ不動産株式会社	0532-51-5800
愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー	
サーラスポーツ株式会社	053-455-4141
静岡県浜松市中区砂山町1107番地	
株式会社中部	0532-31-1111
愛知県豊橋市神野新田町字トノ割28番地	
サーラの水株式会社	0532-33-1051
愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー	
サーラeナジー株式会社	0532-34-3060
愛知県豊橋市白河町100番地	

第3条(利用中止の申出)

会員等が、前条第1項の利用目的②に定める宣伝物・印刷物の送付等、営業案内について、三菱UFJニコス、提携先またはサーラクラブ加盟企業に中止を申出た場合、三菱UFJニコス、提携先およびサーラクラブ加盟企業は、利用中止の措置をとります。ただし、措置を講じるために合理的に相当な期間が必要となる場合があります。中止の申出については、三菱UFJニコス、提携先またはサーラクラブ加盟企業にご連絡ください。

第4条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 会員等は提携先およびサーラクラブ加盟企業に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。提携先またはサーラクラブ加盟企業に開示を求める場合には、提携先またはサーラクラブ加盟企業にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、提携先およびサーラクラブ加盟企業は、個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、すみやかに訂正または削除に応じます。

サーラクラブメンバー規約

第1条(サーラクラブの目的とサーラクラブメンバーの定義)

1. サーラクラブは、株式会社サーラコーポレーション(以下「当社」といいます。)が、登録されたサーラクラブメンバーへの情報発信とサービス特典の付与を目的として運営します。
2. サーラクラブメンバーとは、サーラグループ各社のお客さまもしくはお客さまになりうる方であって、所定の手続きに従って当社と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)が提携して発行するサーラカードへ入会された方で、当社がメンバーとして登録した方をいいます。

第2条(サーラクラブへの登録)

当社がサーラカードへの入会を認めた方は、サーラカードの貸与を受けた時より、サーラクラブメンバーに登録され、その資格が発効するものとします。

第3条(メンバー証)

1. サーラカードはサーラクラブのメンバー証となります。
2. サーラクラブメンバーはサーラカードの紛失・盗難が発生した場合には、ただちに当社および三菱UFJニコスに連絡する義務を負います。

第4条(サービス特典)

1. サーラクラブメンバーは、サーラカードによるクレジット決済およびサーラカードの提示によって、サーラクラブの加盟店・協力店および三菱UFJニコスが提供するポイント付与や優待特典等、所定のサービス特典を受けることができるものとします。
2. サーラクラブの加盟店・協力店および三菱UFJニコスから受けることのできるサービス特典の内容、条件、方法については、それらの各社ごとに定めるものとします。
3. サーラクラブメンバーがサービス特典を受ける権利は、原則としてサーラカードを申し込まれた方ご本人(以下「本人メンバー」といいます。)にのみ帰属するものであり他人に移転することはできません。

第5条(家族メンバー)

本人メンバーのご家族の方が、所定の手続きに従ってサーラカードの「家族カード」の貸与を受けた場合、その方はサーラクラブの家族メンバーとなり、本人メンバーに準ずるサービス特典を受けることができます。

第6条(サーラクラブの加盟店および協力店)

1. サーラクラブの加盟店(以下「加盟店」といいます。)は、サーラクラブメンバーに対してポイント付与や優待等のサービス特典を提供します。
2. サーラクラブの協力店は、サーラクラブメンバーに対してポイント付与を除く優待等のサービス特典を提供します。
3. 加盟店、および、サーラクラブの協力店は、別途定め、サーラクラブのホームページ等で表示いたします。

第7条(会費等)

サーラクラブの登録費用および年会費は無料とします。

第8条(登録の抹消)

サーラクラブメンバーは、当社に対して所定の方法で申し入れることによって、自らのサーラクラブへの登録を抹消することができます。サーラクラブへの登録を抹消した場合、サーラクラブメンバー資格ならびに、すでに獲得済みのポイント等を含めサーラクラブメンバーに対して提供されるサービス特典を利用する一切の権利を失うものとします。また、サーラクラブメンバーが登録を抹消した場合、その家族メンバーも家族メンバーたる資格と権利を失うものとします。

第9条(メンバー資格の喪失)

1. 当社はサーラクラブメンバーあるいはそのメンバーの家族メンバーが以下の事項のいずれかに該当し、サーラクラブのメンバー資格を有するものとして不適格と判断した場合は、なんらの催告をせずにこれらのサーラクラブメンバー資格を喪失させることができるものとします。その場合、すでに獲得済みのポイント等を含め、サーラクラブメンバーに対して提供されるサービス特典を利用する一切の権

利も同時に喪失させるものとします。また、サーラクラブメンバーがそのメンバー資格を喪失させられた場合、その家族メンバーも家族メンバーたる資格と権利を喪失させられるものとします。

- (1)サーラクラブメンバーが、サーラカード会員資格を喪失した場合
- (2)サーラクラブメンバーがサーラカードの申込みに際して虚偽の申請を行ったことが判明した場合
- (3)サーラクラブメンバーがメンバー証を紛失したことを知りながらこれを放置し、本規約第3条第2項に定める義務を果たさなかつた場合
- (4)サーラクラブメンバーがサービス特典を受けるにあたり虚偽の事実を申告し、又は不正な行為を行った場合
- (5)サーラクラブメンバーが自己の有するサービス特典を受ける権利を、メンバー証を貸与して他人に行使させる等、本規約第4条第3項に違反した場合
- (6)サーラクラブメンバーが自己に関する個人情報の利用について当社所定の窓口に中止を申し出た場合で、本規約第10条第2項により、当社が当該メンバーのサーラクラブメンバー登録抹消の手続きを取った場合
- (7)その他、サーラクラブメンバーが本規約およびサーラカードポイント規約に違反したと当社が判断した場合

第10条(サーラクラブメンバー個人情報の取扱)

1. サーラクラブメンバーおよびサーラクラブ登録申込者(以下「メンバー等」といいます。)は、下記(1)に定める個人情報について、当社が三菱UFJニコスより提供を受け、当社および加盟店各社との間で、下記(2)に定める目的のために利用することにあらかじめ同意するものとします。

(1)個人情報の内容について

- ①氏名、住所、電話番号、生年月日、職業・勤務先、メールアドレス等、サーラカード入会申込時に届け出た事項
- ②サーラカード入会審査結果(理由を除く)およびサーラカード会員資格喪失の事実
- ③サーラクラブメンバー番号
- ④サーラカード会員番号および有効期限
- ⑤サーラカードのご利用情報

(2)個人情報の利用目的

- ①当社および加盟店各社がサーラクラブメンバーのカード利用状況の分析を行い、サービス特典やサーラカードの基本的な機能を提供するため
- ②当社および加盟店各社の店舗開発、商品開発、営業手法開発、商圏分析等のマーケティング活動を行うため
- ③当社および加盟店各社が営業に関するご案内を行うため

2. サーラクラブメンバーが自己に関する個人情報の利用について当社所定の窓口に中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障のない範囲でこれを中止するものとします。ただし、当該情報の利用を中止することがサーラクラブのサービス特典やサーラカードの基本的な機能を提供する障害となる場合、当社は当該メンバーのサーラクラブメンバー登録抹消の手続きを取ることがあります。

3. サーラクラブ登録申込者がサーラカード入会申込書に必要事項を記載しない場合や本条の全部又は一部を承認しない場合には、サーラカードへ入会ができず、サーラクラブへの登録ができないことがあります。

4. メンバー等は、当社所定の窓口に対して、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。登録内容の誤りが判明した場合には、当社は合理的な範囲ですみやかに訂正または削除に応じるものとします。開示の請求にあたっては所定の窓口まで来訪して申し込むか、電話または郵送で申し込むものとします。(詳細な手続き方法については受け付けの際に説明するものとします。また、書面の交付により回答を行う場合には所定の手数料を申し受ける場合があります。)
5. サーラクラブメンバーは、当社および加盟店各社が前記(2)の目的のために、当該業務(マーケティングや分析にかかる作業やサーラクラブメンバーへのお知らせの発送業務など)を当社が指定する第三者に業務委託することにあらかじめ同意するものとします。
6. 当社および加盟店、また当社および加盟店に指定された業務委託先は、取得したメンバー等の個人情報について、本条に定める目的以外には利用せず、関係する法令を遵守し、その適正な管理に努めます。

第 11 条(届出事項の相互利用)

サーラクラブメンバーは、当社または三菱UFJニコスのどちらか一方に対して氏名、住所、電話番号、勤務先等の情報について変更の届出をした場合、当該情報について当社および三菱UFJニコスの双方が利用することにあらかじめ同意するものとします。

第 12 条(本特約の改定など)

1. 当社は必要に応じ、サーラクラブメンバーにあらかじめ、あるいは事後に、当社および加盟店各社店頭での掲示、広告または文書等での通知をして、本規約の内容について改定を行うことができるものとします。
2. 前記改定の後にサーラクラブメンバーがサーラカードを利用した場合、あるいはサーラクラブが提供するサービス特典を利用した場合、当該メンバーはその改定内容について承認をしたものとします。

第 13 条(その他)

サーラクラブメンバーに関する規定事項が、サーラカード会員特約(以下「カード特約」といいます。)の規定事項に抵触する場合は、カード特約を優先するものとし、本規約に規定されていない事項に関しては、サーラカードポイント規約およびカード特約の規定事項が適用されるものとします。

第 14 条(疑義)

サーラクラブの運営について生ずる疑義は、すべて当社の決するところによるものとします。

第 15 条(受け付け窓口)

本規約に関するお問い合わせや、個人情報の開示・訂正・削除等に関するお申し出は以下の窓口にて受け付けるものとします。

株式会社サーラコーポレーション サーラクラブ事務局

〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー
電話番号 0120-013-714

サーラカードポイント規約

第 1 条(規約の目的)

1. 本規約は株式会社サーラコーポレーション(以下「当社」といいます。)と三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)との提携により発行する「サーラカード」の利用について、サーラグループ各社のお客さまもしくはお客さまになりうる方であって、所定の手続きに従ってサーラカードへ入会された方(以下「サーラクラブメンバー」といいます。)が受けることのできるサーラカードポイントサービス(以下「本ポイントサービス」といいます。)の内容と、それを受けるための条件を定めたものです。
2. 本規約で規定する事項は「サーラクラブメンバー規約」(以下「メンバー規約」といいます。)に優先するものとし、本規約に規定されていない事項についてはメンバー規約およびサーラカード会員特約の規定事項が適用されるものとします。

第2条(本ポイントサービス)

1. 本ポイントサービスとは、サーラクラブメンバーが、サーラカードの決済利用により、あるいはサーラカードを提示して、サーラクラブの加盟店および協力店(以下「加盟店等」といいます。)において商品や権利、サービスを購入した際、および、サーラクラブメンバーが加盟店等の定める条件を満たした際に、その利用金額や条件に応じて、当社、加盟店等および三菱UFJニコスから付与されるサーラポイント(以下「ポイント」といいます。)が累積され、累積されたポイントが本規約に定める方法で還元されるサービスプログラムです。
2. 付与されるポイントには、以下ののような種類があり、これらのポイントが月単位で合算され、サーラクラブメンバーのポイントとなります。
 - ①サーラカード決済の利用代金に対し三菱UFJニコスから付与されるポイント
 - ②サーラカード決済でなく、サーラカードを提示しての購入時、販売各加盟店等から付与されるポイント
 - ③加盟店等が各自定める条件をサーラクラブメンバーが満たした際に加盟店等から付与されるポイント
 - ④上記のほかに、当社が適当と認めた条件について、それを満たしたサーラクラブメンバーに対し当社から付与されるポイント
3. 前項①号のサーラカード決済利用代金には、キャッシングサービス・各種ローンの利用代金および手数料、リボルビング払い・分割払いの手数料およびカード年会費など三菱UFJニコス所定のものは含まれないものとします。
4. サーラカードを申し込まれた方ご本人(以下「本人メンバー」といいます。)のご家族の方が所定の手続きに従って入会されたサーラカードの家族カード利用によるポイントは、すべて本人メンバーに付与されます。

第3条(ポイントの付与時期)

1. 第2条第2項①号のポイントは、毎月、三菱UFJニコス所定の期日および方法によって締め切られたサーラカード決済利用代金に応じて、翌月の所定の日にまとめて本人メンバーに付与されます。
2. 第2条第2項②③④号のポイントは、当社および加盟店等にて行われるポイント付与作業完了時に本人メンバーに付与されます。
3. 第2条第2項②③号で付与されるポイントは、原則として購入時にサーラカードの提示がなかった場合は付与されません。

第4条(ポイントの計算)

1. 第2条第2項①②③④号のいずれについても、ポイントは加盟店等ごとに定められた付与率あるいは付与数量に従って計算され付与さ

れるものとします。また、加盟店等では、特定の期間や特定の商品、特定の条件を満たすサーラクラブメンバー向けにポイント付与方法を変更する場合があります。

2. サーラクラブメンバーが、加盟店等以外でサーラカード決済利用をした場合には、三菱UFJニコス所定の一率の付与率に従って計算されたポイントが付与されるものとします。この率の適用は、当月の加盟店等以外での決済利用の合計額千円ごとに適用し、ポイント計算結果後の1ポイント未満の端数は切り捨てされるものとします。(つまり、決済利用合計額の千円未満の端数に対するポイントおよびポイント計算結果後の1ポイント未満のポイントは付与されないものとします。)
3. 加盟店等による付与ポイントの計算方法が購入金額に対する率である場合には、この率の適用は購入金額百円ごとに適用し、ポイント計算結果後の1ポイント未満の端数は切り捨てされるものとします。(つまり、決済利用合計額の百円未満の端数に対するポイントおよびポイント計算結果後の1ポイント未満のポイントは付与されないものとします。)

第5条(ポイントの累積有効期間)

ポイントの有効期間は無期限です。

第6条(ポイント付与の取消)

ポイントが付与された商品・サービスなどの購入の取消、加盟店等が定める条件を満たすサーラクラブメンバーの行動の取消などにより、ポイント付与の条件の全部または一部が取消された場合は、取消内容に応じ、付与されたポイントも当社所定の方法により取消されるものとします。

第7条(サーラクラブメンバーへの累積ポイント数の連絡)

サーラクラブメンバーは、以下のいずれかの方法によって累積ポイント数を参照できるものとします。

- ①三菱UFJニコスより、サーラカード決済利用があった月または翌月に送付される「ご利用明細書」への記載
- ②インターネット上に用意された当社のポイント確認サービス
- ③サーラクラブ事務局へのお問い合わせ

第8条(ポイント還元方法と利用)

1. 本ポイントサービスでは、月ごとの所定の日における累積ポイント数が5,000ポイントに到達するごとに自動的に5,000円分の「JCB ギフトカード」が発行され、サーラクラブメンバーに送付される方法でポイントを還元するものとします。但し、「JCB ギフトカード」をサーラクラブメンバーに送付し不着となり、サーラクラブ事務局へ戻ったときより、1年以内に連絡がない場合は失効となります。
2. 還元された分のポイントは消滅します。
3. 本ポイントサービスのポイントでは、三菱UFJニコスが独自に提供する「グローバルポイント」等のポイントプログラムは利用できません。

第9条(ポイント還元の条件)

1. サーラクラブメンバーがポイント還元を受けるにあたっては、還元が行われようとする時点でサーラクラブメンバー資格およびサーラカード会員資格を有していることが必要であるものとします。
2. 当社および三菱UFJニコスが、ポイント還元の対象となろうとするサーラクラブメンバーについて、以下の事項のいずれかに該当していると判断した場合には、当社は、当該メンバーへのポイント還元を拒否または留保することができるものとします。

- ①サーラクラブメンバーが本規約第2条に定めるポイント付与の条件を満たすことについて虚偽の事実を申告した場合、あるいは不正な行為を行った場合
- ②サーラクラブメンバーが他人としてメンバー本人が行うべきポイント付与の条件を満たす行動をせしめた場合
- ③ポイント付与端末機の不正な操作、ポイント管理サーバーへの不正なアクセス等によってポイント残高を操作した場合
- ④その他、当社および三菱UFJニコスが、サーラクラブメンバーが本規約、メンバー規約、あるいはカード特約に違反している、もしくはそれらを遵守していないと認めた場合

第10条(ポイントに関する権利の喪失)

サーラクラブメンバーが理由の如何を問わずサーラクラブメンバー資格あるいはサーラカード会員資格を喪失した場合、すでに付与されている累積ポイントはすべて失効するものとし、本規約におけるポイントに関するすべての権利も消滅するものとします。

第11条(ポイントに関する権利移転の禁止)

サーラクラブメンバーは理由の如何を問わずポイントに関する権利、義務を他人に貸与、譲渡、担保提供し、もしくは引受けさせ、または相続させることはできません。

第12条(ポイントに関する疑義)

ポイントの有効性、ポイント数、還元方法、本ポイントサービスを利用する資格等に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生ずる疑義は、すべて当社の決するところによるものとします。

第13条(規約の変更)

1. 当社は必要に応じ、サーラクラブメンバーにあらかじめ、あるいは事後に、当社および加盟店等店頭での掲示、広告または文書等での通知をして、本規約の内容について改定を行うことができるものとします。
2. 前記改定の後にサーラクラブメンバーがサーラカードを利用した場合、あるいはサーラクラブが提供するサービス特典を利用した場合、当該メンバーはその改定内容について承認をしたものとします。

第14条(受け付け窓口)

本規約およびポイントに関するお問い合わせ等は、以下の窓口にて受け付けるものとします。

株式会社サーラコーポレーション サーラクラブ事務局

〒440-8533 愛知県豊橋市駅前大通1丁目55番地 サーラタワー
電話番号 0120-013-714